一以上五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）八・二dBm以下の値	［略］
五以上一〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一一・二dBm以下の値	［略］
一〇以上一五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）二三・二dBm以下の値	［略］

［注１・２　略］

［イ　略］

7　設備規則別表第三号17⑶の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

⑴　略

⑵　陸上移動局（中継を行うものを除く。）の送信装置

次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

［表略］

注１　五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz以上、一〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、二〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上、二五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から四二・五MHz以上、三〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から五〇MHz以上、四〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から六五MHz以上、五〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から八〇MHz以上、六〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から九五

一以上五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）八・二dBm以下の値	［同上］
五以上一〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一一・二dBm以下の値	［同上］
一〇以上一五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）二三・二dBm以下の値	［同上］

［注１・２　同上］

［イ　同上］

7　［同上］

⑴　［同上］

⑵　［同上］

［同上］

［表同上］

注１　一〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、二〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上、二五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から四二・五MHz以上、三〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から五〇MHz以上、四〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から六五MHz以上、五〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から八〇MHz以上、六〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から九五MHz以上、八〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から一二